

## 第17回総会報告(その2)

# スパイ防止法について

九州9条連共同代表 内田博文

## 二 スパイ防止法の再浮上 国会質疑 (略)

### 法案の準備

スパイ防止法の制定推進派においては、米国のエスピオナージ法（1917年制定）や英国の国家安全保障法（2023年）、韓国の国家保安法（1948年）など諸外国の防諜法制とも比較検討し、諸外国と同水準の防諜体制を構築するために、廃案となったスパイ防止法案よりももっと包括的で、条文数も多い、「スパイ行為等の防止及び国家機密保護に関する法律（案）」も準備されているようです。

同法律案では、外国勢力という言葉が出てきます。この「外国勢力」とは、外国政府、外国の諜報機関その他外国からの指示により活動する団体または個人をいう、外国のために行動する者を含むとされています。日中友好協会をつくれば、外国のために密行する者とか日韓友好協会をつくれば、これになるということになる。

いくらでも拡大解釈できる曖昧な定義が採用されているのが特徴です。この外国勢力の指示で重要インフラ等に損害を与える行為を無期刑などで罰する破壊活動支援罪というのも新たに設けられています。これ

は自民党案でもなかったところですが、未遂も罰せられます。

そうすると基地の前で座り込みをするということになると、破壊活動支援罪、未遂罪こういう話になりかねない。「基地反対運動をやるうね」といえば破壊活動支援罪、その未



遂罪になりかねないということです。

国家安全に対する犯罪は着手前から取り締まる必要がある。日本でも実際に被害が出る前に、計画段階から摘発する必要から、未遂・予備・陰謀の段階で介入可能とする。敵対勢力が直接手を下さずに、扇動を通じて国内の者にスパイや破壊活動を行わせることも考えられる。こうした煽動行為も看過できないため処罰規定を設けた。「機密を暴露せよ」と扇動するビラ撒き等も扇動罪

で罰せられる。このように説明されています。〇〇基地には、「このようなものが置かれたよね」そういうことをピラで配ると、扇動罪だということになりかねない。

法案では、「外国影響力活動の事前登録」(第10条)も制度化されています。外国政府その他の外国勢力の指示を受けて、政治・選挙活動、世論形成活動、政策提言その他日本国の公共の意思決定に影響を与える活動を行おうとする者は、あらかじめ内閣総理大臣の指定する機関にその旨を登録しなければならない。「日本と外国で活動する人は登録して下差しよ」と。「どういう趣旨で、どういう活動をするのかというのを登録してくださいよ」という話です。

事前登録に違反して未登録のまま政治的影響活動を行った者、または虚偽の登録を行った者は、外国代理人未登録活動罪として、5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金に処し、又はこれを併科するとされています。日中友好協会をつくって、しかし登録していなくて、友好活動をすれば、この未登録活動罪内で処罰しますよとなる。

法案は「行為」規制となっていますが、治安維持法の歴史と同様、規制される「行為」の範囲が飛躍的に拡大する危険性があります。のみならず、「行為」の未然防止を図るといふ名目の下に、国民・市民の日常生活も監視の対象となります。場合によっては法規制の対象ともなり、捜査、起訴、刑事裁判の対象ともなります。

因みに治安維持法では、奥さんが夫のために食事をつくるという行為が治安維持法違反で、奥さんに実刑判決が言い渡されています。どうしてかと言うと、夫が活動家だったから。夫のためにご飯を行為であっても夫が活動家であれば、治安維持法違反になる。それから、友達を自分の家に泊めさせた。旅館等が一杯だから自分の家に泊めさせた。この友人を泊めたということも治安

維持法違反で有罪になって、実刑判決を言い渡しています。どうしてか、友人が活動家だったからです。そういう意味で、あらゆる行為が処罰されるというのが治安維持法だったわけです。

例えば、朝鮮の人たちが「日本の植民地になったよね。寂しいよね。せめて朝鮮文化の勉強会をしましょうね。」これも治安維持法違反です。慶応大学の経済学部の公認の経済学研究会というサークルの学生が、そのサークル活動をしたら治安維持法違反になりました。それから政党が、帝国議会に



社会主義的な内容の法案を提出すると治安維持法違反で警告をうけた。つまり、国会に出すことも場合によれば治安維持法違反になるということです。こういう恐ろしい法律です。こういう再現になるということです。

自民党と維新の会の連立政権の高市内閣というのは、先ほども御紹介があったように、この10月21日に成立しました。21日に両党は立政権合意書」というのを交わしています。どういう内容かということ、防衛力を強化します。原子力潜水艦を持ちます。防衛装備品を外国に輸出して、要するに武器商人を奨励します。それから国营工場をつくります。国立の兵器製造工場をつくります。内閣情報調査室を国家情報局へ格上げします。それから日本版CIAとみられる「対外情報庁」をつくります。併せて、諸外国並みのスパイ防止法を速やかにつくります。こういうことが連立政権合意書となり

ます。決して、防衛力の強化だけではなくて、戦争体制を整備する。戦うことに必要なものは全部やりますよ、という戦争国家づくりのためには、必要なことは全部やりますよ、となっている。

加えて、法制定を主張した参政党と国民民主党は今年7月の参院選で躍進しました。

自民党と維新が成るように、こういう法律をつくることに積極的に賛成だと、こういう状況になっているということです。自民党は、この合意書に基づいて早速、政府の「国家情報局」創設に向けて課題を議論する「国家インテリジェンス戦略本部」を新設する方針を決定して、早急につくりそこで検討しますと言って、「法案を出しますよ」と言っています。



NEWS 「スパイ法案」抗議デモ20人拘束

維新の会も、「スパイ防止法」の制定と併せて、「外国代理人登録法」及び「ロビー活動公開法」の制定をめざすとしています。「ロビー活動公開法」とは、国内でロビー活動を行う個人又は団体は、政府の所定機関に登録し、活動内容及び資金の出所等を報告する義務を負い、それらは公開される。例えば中国のためにロビー活動をするとか、韓国のために公開活動をするとか、ヨーロッパのために活動するとか、どこかの国にロビー活動をすれば、「全部事前登録をしないよ」と、「どういう活動をするか、誰々がどういう活動をするか全部ちゃんと教え

なさいよ」と。それに違反したら処罰しますよ。当然、それに内容に問題があれば事前規制をしますよと。外交関係は、ほとんど国が管理統制しますよというものです。勝手なことはさせない。

当該義務等に違反した場合の刑罰を定めるというものです。外国勢力の利益を代表するエージェント(外国のエージェント)が、その外国政府との関係および活動内容や財政内容に関する情報を開示することを義務付ける。こういうことを法律にしましょうとなっています。また「外国代理人登録法」

と「ロビー活動公開法」は一対だとされています。

国民民主党でも、「スパイ防止法」の制定を巡って、外国勢力の政治・選挙介入の防止など7項目の提言と、「外国勢力活動透明化法」など6法案の制定が検討されているところです。連立政権だけではなくて、国民民主党もこういう法案をいま検討中に出してくる。場合によっては、連立政権と一緒にやって出してくるという可能性もあるということです。

### 勉強会の開催

このような動きを受けて、市民と超党派議員の勉強会が早速、10月22日、国会内で開かれました。勉強会には立憲民主党、共産党、社民党、れいわ新選組、参院会派「沖縄の風」の国会議員らが参加しました。

海渡雄一弁護士と、公安警察に詳しいジャーナリストの青木理氏が講演しました。海渡氏は、参政党の神谷宗幣代表が「極端な思想の公務員は辞めてもらわないといけない。これを洗い出すのがスパイ防止法だ」というふうに発言したことを紹介して、治安維持法の再来となる危険性を指摘しました。

公務員から特殊な変わった思想の人は、全部を洗い出して辞めさせましょうねと、そのための根拠法がスパイ防止法だと、参政党の方たちがおっしゃっているということです。

青木氏は、安倍政権下で警察官僚が官邸の重要なポストに就いて公安警察と政治が一体化し、自民党政権が重視する経済安全保障を名目に組織を肥大化させてきたと指摘しています。その中で、「手柄」欲しさに警視庁公安部による「大川原化工機」の冤罪事件が起きたと強調しました。「スパイ防止法」ができれば、公安警察を同法の運用で取り締まる恐れがあると語り、「政治警察である公安がスパイ防止法を悪用することを視野に入れなければならない」と警告しています。

高市政権もそうですが、安倍政権以降は新たにCIAなどいろんな組織をつくると言っていますが、この組織の中核は全部警察官僚が握ると言われています。どうしてかと言うと、国民を監視すること。そして何かあれば犯罪として摘発する。こういうために警察官僚が、CIA とかを新たにつくろうとしている機関を全部握る。そして、各省庁をその管理下に置く。こういうかたちで構想されているということです。

日本共産党から勉強会に参加した小池晃書記局長も、「スパイ防止法」が、国民を監視する「現代の治安維持法」となり、「海外と戦争できる国に向かう動きの一つになる」と指摘して、「超党派で取り組むべき課題で、国会に上程させないという大きな闘いが大事だ」と強調し訴えました。

## 憲法九条の会 春日・大野城 第19回総会

2026年2月23日開催の第19回総会には、40名余りの会員が参加した。

九州9条連の会員も参加している同会は、毎月1回の定例会、毎月19日のチラシ配布、夏の映画会(はだしのゲン)、「9条の日・平和の鐘」(9月9日)、広報(2号)、号外(6号)、福岡県連絡会への参加、諸集会への取り組み等幅広い活動を行っている。

総会後に、関野 秀明さん(下関市立大経済学部教授)から「インフレ不況・改憲政治からの脱出方法 新しい平和・福祉国家へ」という講演があった。

現在の物価高、インフレ状況はアベノミクスのゼロ金利政策と国債バク買いに元凶があること。高市内閣の積極財政は、その焼

き回しでしかなく、早晚、株・国債・円が売られるトリプル安に見舞われることが統計を基に明らかにされた。

現状を脱却するには、●大企業・富裕層税制の是正で生み出される36.3兆円を、●緊急に必要な社会保障費(・費用日税の5%引き下げ、国保料の4割引き下げ、最低賃金1500円のための中小業補助金等など)に振り替えることしか方策がないことが力説された。

※詳細は「インフレ不況と『資本論』 関根 秀明著に記載されている。本の帯には、「貧困がもたらす経済政策からの転換の道を探る マルクスに立ち返って」とある。

[編集後記]

※高市・自民党の圧勝で勢いを得た自民・維新内閣は、早速国防費の増額、憲法改正に向けた動きを加速させている。この逆境に立ち向かう心構えと覚悟が突きつけられている(お)